四　水産動植物の数量及び養殖場の数に係る許可の基準

農林水産大臣は、次に定める許可の基準により、許可しなければならない養殖場に係る水産動植物の数量及び養殖場の数を決定する。

㈠　国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場

１　農林水産大臣は、現に指定養殖業の許可を受けている者（以下「実績を有する者」という。）が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可するものとする。

２　前項の許可による水産動植物の数量又は養殖場の数の合計が、一㈠の水産動植物の総量又は一㈡の養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、㈠１の申請以外の申請の中から、新たに許可を行う養殖場と当該養殖場に係る水産動植物の数量を定めるものとする。

当該新たに許可を行う養殖場に対し許可をする水産動植物の数量は１キログラムとし、当該許可は、当該許可に係る数量と㈠１の申請に係る許可の数量の合計が一㈠の水産動植物の総量に、又は一㈡の養殖場の数の総数に達するまで行うこととする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定める。

㈡　既養殖うなぎのみを養殖する養殖場

㈠１の許可による養殖場の数の合計が、公示した養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、許可をする養殖場を決定するものとする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可を行う者を定める。

備考

１　許可において定める水産動植物の総量は、国内で一度も飼育されたことのないうなぎの量とする。

２　この告示に係る許可を受けたにほんうなぎの数量又は養殖場の数の変更は、にほんうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、それぞれ21.7トン（一㈠に定めるにほんうなぎの総量）及び439（一㈡に定めるにほんうなぎの養殖場の数の総数）を超えない範囲で行うことができる。

３　この告示に係る許可を受けたにほんうなぎ以外の種のうなぎの数量又は養殖場の数の変更は、にほんうなぎ以外の種のうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、3.5トン（一㈠に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの総量）及び103（一㈡に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの養殖場の数の総数）を超えない範囲で行うことができる。

４　許可には、次に掲げる条件を付けることができる。

一　既養殖うなぎを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類（以下「出荷書類」という。）を交付しなければならない。

二　前号の出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、これを養殖してはならない。

三　既養殖うなぎを養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

四　にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

五　うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいい、国内で一度も養殖されたことがないもの、既養殖のものの別を問わない。）を養殖の用に供するために譲り受け、又は引き受けたときは、当該稚魚を譲り渡し、又は引き渡した者が特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和２年法律第79号）第６条第１項の規定により保存する漁獲番号又は荷口番号（当該稚魚が輸入され、又は養殖されたものである場合には、その旨）を記録し、当該稚魚を譲り受け、又は引き受けた日からこれを３年間保存しなければならない。

その他告示

○宮内庁告示第七号

令和九年歌会始お題「旅」の詠進歌の選者は、七月一日、次の者に定められた。

永田　和宏
秋山　佐和子
今野　寿美
栗木　京子
大辻　隆弘

令和八年七月一日

宮内庁長官　黒田武一郎

○金融庁告示第四十二号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の名称及び住所に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月一日

金融庁長官　伊藤　豊

一　特定社会基盤事業の種類

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業

二　変更前の特定社会基盤事業者の名称及び住所

auペイメント株式会社　東京都港区港南二丁目十六番一号

三　変更後の特定社会基盤事業者の名称及び住所

auフィナンシャルサービス株式会社　東京都港区高輪二丁目二十一番一号

四　変更年月日

令和八年七月一日

○金融庁告示第四十三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月一日

金融庁長官　伊藤　豊

一　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

住信ＳＢＩネット銀行株式会社　東京都港区六本木三丁目二番一号

二　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業

三　特定社会基盤事業者の指定をした日

令和八年七月一日

○法務省告示第五十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条の規定に基づき、公証人法第八条の規定により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する認証に関する事務を行わせる件（令和六年三月十一日法務省告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月一日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［略］ ［高知地方法務局［略］ ［高知地方法務局安芸支局 ［高知地方法務局四万十支局］ ［略］	［同上］ ［高知地方法務局安芸支局］ ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、告示の日から効力を生ずる。